除外債務比率		%	%
ゴーン・コンサーン資本等比率			
ゴーン・コンサーン資本等の額			
最低所要外部ＴＬＡＣの額			
ゴーン・コンサーン資本等の額が最低所要外部ＴＬＡＣの額に占める比率	%		%

（記載上の注意）

１　「外部ＴＬＡＣ比率」とは、銀行法第52条の25に掲げる基準に従い算出された比率をいう。

２　本表は、外部ＴＬＡＣ比率を算出する銀行持株会社が記載するものとする。

［国内基準に係る連結自己資本比率］

［表略］

（記載上の注意）

［１～６　略］

第２　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（信用金庫法施行規則の一部改正）

第二条　信用金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	
別表第一（第百三十二条第一項第三号ハ関係）	
項　目	記載する事項
主要な業務の状況を示す指標	一　業務粗利益、業務粗利益率、業務純益、実質業務純益、コア業務純益及びコア業務純益（投資信託解約損益を除く。） ［二～六　略］
［略］	

改正前	
別表第一（第百三十二条第一項第三号ハ関係）	
項　目	記載する事項
主要な業務の状況を示す指標	一　業務粗利益及び業務粗利益率 ［二～六　同上］
［同上］	

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（協同組合による金融事業に関する法律施行規則の一部改正）

第三条　協同組合による金融事業に関する法律施行規則（平成五年大蔵省令第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	
別表第一（第六十九条第一項第三号ハ関係）	
項　目	記載する事項
主要な業務の状況を示す指標	一　業務粗利益、業務粗利益率、業務純益、実質業務純益、コア業務純益及びコア業務純益（投資信託解約損益を除く。） ［二～六　略］

改正前	
別表第一（第六十九条第一項第三号ハ関係）	
項　目	記載する事項
主要な業務の状況を示す指標	一　業務粗利益及び業務粗利益率 ［二～六　同上］